

# 山口県報

平成 28 年  
7 月 8 日  
(金曜日)

## 目 次

- 規則  
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 告示  
平成二十八年年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)……………二  
平成二十八年年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課)……………二  
家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課)……………二
- 公告  
平成二十八年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………三  
県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………四  
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………四
- 人委公告  
平成二十八年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施……………六  
平成二十八年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施……………九  
平成二十八年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施……………一  
平成二十八年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施……………四  
平成二十八年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施……………六
- 公安委告示  
犯罪被害者等早期援助団体の変更の届出……………九
- 雑報  
平成二十七年山口県市町村職員共済組合決算の要旨……………九



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月八日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第五十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記一の一の二の(二)中「二百六十二万千円」を「二百六十六万円」に改め、別記一の一の(三)中「千八十円」を「千百十円」に改め、別記一の三の(一)の表を次のように改める。

季 別	世帯区分				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(四月から九月まで)	一八、四〇〇円	二二、七〇〇円	三三、九〇〇円	四一、八〇〇円	五三、〇〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)	三〇、四〇〇円	三九、五〇〇円	五五、〇〇〇円	六四、三〇〇円	八〇、九〇〇円

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては七、八〇〇円を、冬季にあつては一、一〇〇円を加えた額とする。

別記一の三の(一)の表中

八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、六〇〇円	一八、五〇〇円
--------	---------	---------	---------

八、一〇〇円	一三、一〇〇円	一四、七〇〇円	一八、六〇〇円
--------	---------	---------	---------

九、七〇〇円	一三、六〇〇円	一七、九〇〇円	二二、八〇〇円
--------	---------	---------	---------

九、八〇〇円	一三、七〇〇円	一八、〇〇〇円	二二、四〇〇円	二七、〇〇〇円
--------	---------	---------	---------	---------

に改め、別記一の六の2中

「五十六万七千円」を「五十七万六千円」に改め、別記一の八の1中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、「前期課程の生徒」を「前期課程」に、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に改め、別記一の八の3の(二)中「四千二百円」を「四千三百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「四千九百円」を「五千円」に改め、別記一の九の3中「二十万八千七百円」を「二十一万四九百円」に、「十六万七千円」を「十六万八千三百円」に改め、別記一の十二の2中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別記一の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。



山口県告示第百二十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十八年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十八年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二八、八、二一（日曜日）

開催場所

柳井市柳井三七一八番地  
柳井市文化福祉会館

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第百二十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講

習を平成二十八年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十八年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二八、八、二八（日曜日）

開催場所

山口市緑町三番二九号  
山口県労働者福祉文化中央会館

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があつた。

平成二十八年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

病名	種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
結核病	牛（ホルスタイン種）	疑似患畜	一	下関市菊川町大字上田部四八三の一	平成二八、六、三〇
〃	〃	〃	〃	萩市大字山田五六五	〃
〃	〃	〃	〃	山陽小野田市大字厚狭一三六七の三八	〃
〃	〃	〃	〃	大字西高	〃
〃	〃	〃	〃	泊一七八〇の三	〃



(二八四)平成二十八年山口県補正予算の額の公表  
平成二十八年六月山口県議会定例会で議決された平成二十八年山口県補正予算の額は、次のとおりである。

平成二十八年七月八日

山口県民権 本 田 隆 啓

平成28年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ446,636千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703,039,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
9国庫支出金		152,215	81,148,974	81,301,189
	2国庫補助金	152,215	43,921,376	44,073,591
12繰入金		64,215	28,208,929	28,273,144
	2基金繰入金	64,215	16,957,072	17,021,287
13繰越金		230,206	0	230,206
	1繰越金	230,206	0	230,206
歳入	合計	446,636	702,592,474	703,039,110
歳出				
款	項	補正額	補正前の額	計
2総務費		92,622	31,310,498	31,403,120
	1総務管理費	33,643	11,909,909	11,943,552
	2企画調整費	58,000	7,668,293	7,726,293
	6防災費	979	2,925,354	2,926,333
3民生費		60,739	90,937,367	90,998,106

4衛生費	8災害救助費	60,739	6,948	67,687
	1公衆衛生費	29,195	23,093,058	23,122,253
	7保健所費	6,776	7,494,112	7,500,888
	8医薬費	6,111	2,223,956	2,230,067
5労働費		16,308	6,911,770	6,928,078
	1労政費	16,000	2,999,454	3,015,454
6農林水産業費		16,000	951,434	967,434
	1農業費	22,650	35,226,519	35,249,169
	5水産業費	15,650	10,633,835	10,649,485
7商工費		7,000	5,889,964	5,896,964
	1商業費	203,430	60,073,455	60,276,885
	2工業費	5,000	2,267,845	2,272,845
	3観光費	136,430	57,269,512	57,405,942
8土木費		62,000	536,098	598,098
	1管理費	22,000	72,778,639	72,800,639
	合計	22,000	7,248,722	7,270,722
歳出	合計	446,636	702,592,474	703,039,110

平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約すること(三田尻中関港)	平成28年度から平成29年度まで	639,000千円	平成28年度から平成29年度まで	1,055,000千円

(二八五) 県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年七月十一日から同年八月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二八六) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十八年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、

に、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十七年及び平成二十八年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	期間	数量
まあじ	平成二十七年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
	平成二十八年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
まさば及びごまさば	平成二十七年七月から平成二十八年六月まで	若干
	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十七年及び平成二十八年の数量については、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。  
また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十七年	平成二十八年
まあじ	中型まき網漁業	四、〇〇〇トン	四、〇〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
	定置漁業権に基づく定置漁業(以下、「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ  
中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし  
中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びこまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十七年及び平成二十八年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間		量(隻日)
			平成二十七年	平成二十八年	
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	平成二十八年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		瀬戸内海	平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十七年一月三十日から同年九月一日まで	平成二十八年一月三十日から同年九月一日まで	一一、六八五
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十七年一月十日から同年二月十日まで	平成二十八年一月十日から同年二月十日まで	一一、六八五
			平成二十八年一月十日から同年二月十日まで	平成二十九年一月十日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成

二十七年及び平成二十八年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十八年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びけた網漁業に限る)	周防灘	平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
周防灘			平成二十七年二月一日から同年二月十日まで	一、六八五
			平成二十八年二月一日から同年二月十日まで	一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。



公 告

平成二十八年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施

平成二十八年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十八年七月八日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要	高校卒業程度				短大卒業程度			
				小・中学校事務	土木	警察事務	事務	小・中学校栄養士	栄養士	司書	
				二十二人程度	一人程度	二人程度	三人程度	二人程度	二人程度	一人程度	山口県立山口図書館における専門業務
				市町立小・中学校における一般事務	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務	市町立小・中学校、学校給食センター等における専門業務	県立学校等における専門業務	山口県立山口図書館における専門業務	

二 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	受験資格
短大卒業程度	1 平成三年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者で、次の資格要件を併せ有するものに限ります。 2 司書の資格を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該資格を取得する見込みの者 3 栄養士及び小・中学校栄養士 4 栄養士の免許を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者
高校卒業程度	平成七年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く)の卒業者及び平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者(司書、栄養士、小・中学校栄養士及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

短大卒業程度試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高校卒業程度試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次の表のとおり行います。

区試分	種試	試験	の	内	容	時	間
短大卒業程度	試験	全試験職種	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間	三十分
高校卒業程度	試験	全試験職種	試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験	試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間	二時間

2 日時

平成二十八年九月二十五日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後三時三十分(高校卒業程度試験のうち、事務、警察事務及び小・中学校事務の試験職種にあつては、正午)

3 場所 まで

試験区分	試験地	会	場
短大卒業程度	山口市	山口県立大学	
高校卒業程度	下関市	下関市立大学	
	山口市	山口県立大学	
	周南市	山口県周南総合庁舎	

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

短大卒業程度試験にあつては思考力、表現力、構成員等についての論文試験を、高校卒業程度試験にあつては表現力、構成員等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験又は作文試験及び適性検査

日時 平成二十八年十月十五日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十八年十月十七日(月曜日) から同月二十五日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 短大卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 高校卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年十月四日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十八年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十六万六千九百円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十五万二千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあつては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十八年七月八日(金曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

区試 分験	試験 職種	出 題 分 野
短大卒 業程度	司書 栄養士 小・中 校栄養士	生涯学習概論 図書館概論(図書館制度を含む) 図書館経営論 図書館サービス論 情報サービス論 図書館情報資源論 情報資源組織論 児童 社会生活と健康 人体の構造と機能 食品と衛生 栄養と健康 栄養の指導 給食の運営
高校卒 業程度	土木	数学 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工

公 告

平成二十八年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十八年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十八年七月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区 分	採 用 予 定 人 員
一 般	十五人程度
武道指導	二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区 分	受 験 資 格
一 般	昭和五十八年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者 昭和五十八年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限り、 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道団体重別選権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの
武道指導	

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
  - 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 方法及び内容  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に  
より、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 日時  
平成二十八年九月十八日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 場所  
下 関 市 下関市立大学

(二) 第二次試験

山口市 山口県立大学  
岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 実技試験(武道指導のみ)

武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(5) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握 力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日 時 平成二十八年十月二十二日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日 時 平成二十八年十月二十三日(日曜日)又は同月二十四日(月曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験及び実技試験

日 時 平成二十八年十月二十四日(月曜日)から同年十一月二十五日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく

基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年九月三十日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に

文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十八年十二月上旬に合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十一万五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し

ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十八年七月八日(金曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十八年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

平成二十八年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十八年七月八日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十人程度

東京都 大阪府 兵庫県	それぞれ二人程度
-------------------	----------

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十八年四月二日から平成十一年四月二日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
東京都	昭和六十一年九月二十日から平成十一年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
大阪府	昭和五十八年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
兵庫県	昭和五十六年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十八年九月十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

- (1) 作文試験  
表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- (3) 身体検査  
山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
なお、検査には、次のような基準があります。  
身長 一六〇センチメートル以上であること。  
体重 四七キログラム以上であること。  
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。  
色覚 職務の遂行に支障がないこと。  
聴力 正常であること。  
その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。  
体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四五回以上
- 握力 左右の平均が四一キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に二一回以上
- シャトルラン 四三回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 平成二十八年十月二十九日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十八年十月三十日(日曜日)又は同月三十一日(月曜日)の

いずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十八年十一月一日(火曜日)から同月二十五日(金曜日)ま

での間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十八年九月三十日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十八年十一月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十八年十二月上旬に合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十九年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十ヶ月の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十七万七千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十八年七月八日(金曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十八年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十八年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十八年七月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十八年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)(の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十八年九月十八日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学  
山 口 市 山口県立大学  
岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験  
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。  
(2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。  
体重 四三キログラム以上であること。  
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握 力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験  
日 時 平成二十八年十月二十二日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター  
日 時 平成二十八年十月二十三日(日曜日)又は同月二十四日(月曜日)  
のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

(2) 体力検査  
場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験  
日 時 平成二十八年十月二十四日(月曜日)から同年十一月二十五日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校  
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年九月三十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十八年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十一万五千元が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十八年七月八日(金曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十八年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十八年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十八年七月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員  
七人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十八年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に  
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十八年九月十八日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで

3 場所

試験 午前十時から午後零時まで

- 下 関 市 下関市立大学
- 山 口 市 山口県立大学
- 周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一五〇センチメートル以上であること。
- 体重 四三キログラム以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色 覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴 力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査  
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上
- 握 力 左右の平均が二四キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一五回以上
- シャトルラン 二五回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日 時 平成二十八年十月二十九日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十八年十月三十日(日曜日)又は同月三十一日(月曜日)の  
いずれかで、山口県人事委員会が指定する日  
場所 山口県警察学校  
(3) 口述試験

日時 平成二十八年十一月一日(火曜日)から同月二十五日(金曜日)ま  
での間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年九月三十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十八年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十七万七千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験

情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十八年七月八日(金曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十八年八月二十六日までの消印のあるものに限りません。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十八年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。



山口県公安委員会告示第三十四号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成十四年国家公安委員会規則第一号)第三條第一項の規定により、公益社団法人山口被害者支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年七月八日

山口県公安委員会

代表者	変更事項		変更年月日
	変更後	変更前	
鶴 義勝	濱 本史明		平成二十八年六月十九日



平成二十七年山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二十二條第三項の規定により、平成二十七年山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十八年七月八日

山口県市町村職員共済組合理事長 山田 健一

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
収入												
負担金	5,408,404	8,473,632	6,103,214	360,879	12,839			171,864	215,935			
掛金・任意継続掛金	5,483,506	4,113,968	4,150,147	360,866					210,529			
施設収入・商品売上										232,552		
連合会交付金								56,009				327
利息及び配当金	4,126					27,245	23,388	209	2,335	16	460,069	
その他収入	500,451							1,592	19,775	3,838	5,222	60,013
他経理から繰入金								31,835		70,000		
前年度繰越支払準備金	769,939											
計	12,166,426	12,587,600	10,253,361	721,745	12,839	27,245	23,388	261,509	448,574	306,406	465,291	60,340
支出												
給付・一部負担金払戻金	5,032,617											
役員報酬・職員給与								134,705	23,217	92,641	28,791	7,028
旅費・事務費								16,703	3,905	1,491	2,658	1,297
商品仕入										1,548		
飲食材料費										71,097		
委託費・委託管理費								4,353	17,292	16,419	2,721	9
支払利息						27,245	23,388				269,401	49,574
前期高齢者納付金	2,999,078											



